保険契約者の保護に関する各種制度

早期是正措置制度

早期是正措置とは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の 確保と、保険契約者の保護を図ることを目的とした制度で、 ソルベンシー・マージン比率が一定水準を下回った場合に、 その状況に応じて監督官庁が保険会社に対して、業務の改善等 の命令を発出するというものです。

具体的には、ソルベンシー・マージン比率200%未満が命令 の発動対象となり、その発動基準と命令内容は右表のとおり となっています。

また、保険会社の資産・負債の状況や監督官庁に提出した経営 の改善計画の内容によっては、右表のソルベンシー・マージン 比率による区分以外の命令が発出されることもあります。

◆発動基準と命令内容

ソルベンシー・マージンの 状況に係る区分	命令
第一区分 200%未満100%以上	経営の改善計画の提出およびその実行の命令
第二区分 100%未満0%以上	社員配当の禁止または抑制、新契約の計算基礎 (予定利率等)の変更等の命令
第三区分 0%未満	業務の全部または一部の停止の命令

生命保険会社の破綻処理手続

生命保険会社が破綻した場合、以下の2通りの手続きで 破綻処理が進められています。

①更生特例法にもとづく会社更生手続

裁判所の監督のもとで進められる手続きです。

まず、破綻保険会社は、更生手続の開始を裁判所に申立て ます(金融庁長官が申立てることも可能です)。この申立てを 受けた裁判所は、開始決定を行うと同時に管財人を選任 します。

管財人は、破綻保険会社の業務・財産を管理・調査しながら、 保険契約の移転等を柱とする更生計画を作成し、関係者の決議 等を経て、裁判所に認可を求めます。認可後は、更生計画に もとづいて処理が進められます。

②保険業法にもとづく行政手続

金融庁長官の命令にもとづいて進められる手続きです。 まず、金融庁長官は、破綻保険会社の業務の全部もしくは

-部の停止を命令し、保険管理人による業務および財産の管理 を命ずる処分を行い、保険管理人を選任します。

保険管理人は、破綻保険会社の業務・財産を管理・調査 しながら、保険契約の移転等を柱とする業務および財産の管理 に関する計画を作成し、金融庁長官に承認を求めます。承認後 は、この計画にもとづいて処理が進められます。

上記いずれの手続きが取られるかについては、明確な規定は なく、また、いずれの手続きでも、生命保険契約者保護機構に よる補償内容(下記参照)に違いはありません。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)は、保険業法に もとづき1998年12月に設立された法人であり、万一、生命 保険会社が破綻した場合に、相互援助制度としてご契約者を 保護することを目的としています。

●会員および財源

当社を含む国内で事業を行う全生命保険会社が加入して おり、財源は原則として会員の負担金により賄われます。 ただし、万一、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した 場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応 ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に 対して補助金を交付することが可能とされています。

●主な業務内容

保護機構は、万一、生命保険会社が破綻した場合に、相互 援助制度として、ご契約者等の保護を目的に以下の業務を 行います。

(保護機構の主な業務内容)

- ①保険契約を引き継ぐ救済会社等への資金援助
- ②救済会社が現れない場合の保険契約の引き継ぎ
- ③更生手続により破綻処理が行われる場合の保険契約者等 の手続きの代理等

●主な補償内容

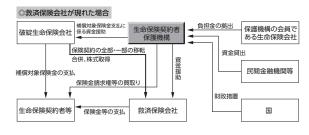
万一、生命保険会社が破綻した場合には、ご契約は以下の とおり補償されます。

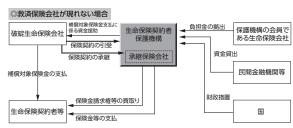
保険種類	補償内容		
	一般のご契約	責任準備金等×90%(注1)	
個人保険	高予定利率契約 (注2)	責任準備金等×(90%-所定の率)(注1)(注3)	
	一般のご契約	責任準備金等×90%(注1)	
団体保険	高予定利率契約 (注2)(注4)	責任準備金等×(90%-所定の率)(注1)(注3)	
	団体年金保険 契約の特別勘定 に係る部分	補償対象外(注5)	

- (注1)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として 積立てている準備金等をいいます。
 - この制度は責任準備金等を補償するものであり、保険金・年金等を補償するものではありま せん。従って個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が

- (注2) 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)を超えていた契約
 - (※2)を指します。 ※1 基準利率は、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっており、現在の基準利率は3%
 - です(当社または保護機構のホームページで確認できます)。 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、高予定利率契約に 該当するか否かの判断は、主契約・特約ごとに行います。
- (注3)所定の率=(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2 (注4)被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者 ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの 判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を 拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断 することになります。
- (注5) 更生手続において、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

◆生命保険契約者保護機構の仕組[概略図]





- ●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、 本頁掲載内容はすべて現在の法令にもとづくものであり、 今後、法令の改正により変更される可能性があります。 (2019年7月現在)
- ●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構まで直接 お問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条および(一社)生命保険協会が定める開示基準にもとづいて作成しています。 その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

ī	保険会社の概況及び組織	13 貸借	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	沿革····································		及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認
	経営の組織		†士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
	店舗網一覧		·····································
	基金の状況		いコ 受者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の
7	<上位5以上の基金拠出者の氏名、基金拠出額、基金総額に占める割合>		か性を確認している旨(*2)
5	総代氏名		業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動
J	(総代の役割)		**続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は
	(選考方法) 本編73		元の他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在
	(主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域		5場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての
	別による構成) 本編97		「及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善する
6	社員構成····································		7次の採引引き並のに当成室女子34年を肝力の、文は成合する
	評議員氏名	/_0_	のの別心水の芸体の内容
/	(制度の趣旨) 本編74	VI 業務	努の状況を示す指標等
	(評議員の役割) 本編74	1 主要	夏な業務の状況を示す指標等
	(職業·年齢) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1)	決算業績の概況本
0	取締役及び監査役(役職名・氏名) 本編90		保有契約高及び新契約高
			年換算保険料
	会計参与の氏名又は名称		保障機能別保有契約高
	会計監査人の氏名又は名称		個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高
	従業員の在籍·採用状況		社員配当の状況
	平均給与(内勤職員) 4		注文的に関する指標等 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
	平均給与(営業職員)		保有契約増加率
14	総代会傍聴制度		新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)
	(議事録)本編99		新契約率(対年度始)
π	保険会社の主要な業務の内容		解約失効率(対年度始)
	主要な業務の内容		個人保険新契約平均保険料(月払契約)
	経営方針 本編12		死亡率(個人保険主契約)
_	11日の 12		特約発生率(個人保険)
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	直近事業年度における事業の概況		事業費率(対収入保険料)
1	直近事業年度における事業の概況 本編6		保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
2	契約者懇談会開催の概況 本編74	(3)	主要な保険会社等の数
	相談・苦情処理態勢、相談 (照会、苦情) の件数、及び苦情からの	(10)	工安は保険会社等の数 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
	改善事例	(10)	保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に
4	契約者に対する情報提供の実態本編38・本編108・16		対する支払再保険料の割合
	商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	(11)	スタックスが内体ਲ付い割合 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
	営業職員・代理店教育・研修の概略 本編32・本編33	(11)	
	新規開発商品の状況		主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとのませる。
	保険商品一覧 · · · · · · · · 本編27·本編35·10·13	(12)	の支払再保険料の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	情報システムに関する状況本編39・本編41		未収受再保険金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 本編64	(13)	第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生 保険金額の経過保険料に対する割合
		2 4∆1E	
IV	直近5事業年度における		型に関する指標等 支払備金明細表
	主要な業務の状況を示す指標		
			責任準備金明細表
	財産の状況		責任準備金残高の内訳
	貸借対照表本編10.24	(4)	個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、
	損益計算書 ······本編11·25	(=)	残高(契約年度別)
	キャッシュ・フロー計算書(*1)	(5)	特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定
	基金等変動計算書26	(6)	における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数
	剰余金処分又は損失処理に関する書面34		社員配当準備金明細表
6	債務者区分による債権の状況		引当金明細表
	(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)	(8)	特定海外債権引当勘定の状況
	(危険債権) (要管理債権) (正常債権)		(特定海外債権引当勘定)
7	リスク管理債権の状況35		(対象債権額国別残高)
	(破綻先債権)(延滞債権)(3カ月以上延滞債権)(貸付条件緩和債権)		保険料明細表
8	元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況35		保険金明細表
9	保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)		年金明細表
			給付金明細表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
10	有価証券等の時価情報(会社計)		解約返戻金明細表
	(有価証券)38		減価償却費明細表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(金銭の信託)40		事業費明細表
		(16)	144.25111.4M ==
	(デリバティブ取引)41		税金明細表
11	(デリバティブ取引) 41 経常利益等の明細(基礎利益) 46	(17)	リース取引
		(17)	

		び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認 ・士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
14	代表	者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の
		性を確認している旨(*2) ***********************************
15		年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動
		続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は
		Rその他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在
		場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての
		及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善する の対応策の具体的内容
	100	の対応承の具体的内容 ····································
VI	業系	务の状況を示す指標等
1	主要	な業務の状況を示す指標等
		決算業績の概況 本編6
		保有契約高及び新契約高47
		年換算保険料48
		保障機能別保有契約高 ······ 53
		個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高54
		社員配当の状況
2		契約に関する指標等
		保有契約増加率
		新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) 62 新契約率(対年度始)
		新笑剂率(对年度炉) ····································
		個人保険新契約平均保険料(月払契約)
		死亡率(個人保険主契約)
		特約発生率(個人保険)
		事業費率(対収入保険料)63
		保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
	,	主要な保険会社等の数
	(10)	保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
		保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に
		対する支払再保険料の割合 63
	(11)	保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
		主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごと
		の支払再保険料の割合 63
		未収受再保険金の額63
	(13)	第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生
_	/	保険金額の経過保険料に対する割合
3		に関する指標等
		支払備金明細表 64 責任準備金明細表 64
		具任年哺並引袖衣
		個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、
	(4)	残高(契約年度別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)	特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定
	(5)	における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 65
	(6)	社員配当準備金明細表
		引当金明細表
		特定海外債権引当勘定の状況
		(特定海外債権引当勘定)66
		(対象債権額国別残高)66
		保険料明細表67
		保険金明細表
		年金明細表68
		給付金明細表69
		解約返戻金明細表70
		減価償却費明細表 · · · · · 70
	(15)	
		税金明細表
		リース取引
	(IQ)	借入金残存期間別残高70

4	資産運用に関する指標等	3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況
	(1) 資産運用の概況	(1) 保有契約高91.94
	(年度の資産の運用概況)72	(2) 年度末資産の内訳
	(ポートフォリオの推移<資産の構成及び資産の増減>)73	(3) 運用収支状況
	(2) 運用利回り74	(4) 有価証券等の時価情報
	(3) 主要資産の平均残高74	(有価証券)92.94
	(4) 資産運用収益明細表74	(金銭の信託)92・94
	(5) 資産運用費用明細表	(デリバティブ取引)93 93・94
	(6) 利息及び配当金等収入明細表74	() 9/1) 1 / Wall93·94
	(7) 有価証券売却益明細表75	IX 保険会社及びその子会社等の状況
	(7) 有個証券元却強明和表 ·······/5 (8) 有価証券売却損明細表 ·······75	1 保険会社及びその子会社等の概況
		(1) 主要な事業の内容及び組織の構成本編106
	(9) 有価証券評価損明細表75	(2) 子会社等に関する事項
	(10) 商品有価証券明細表	(名称)
	(11) 商品有価証券売買高	(主たる営業所又は事務所の所在地) 本編107
	(12) 有価証券明細表	(資本金又は出資金の額)
	(13) 有価証券残存期間別残高76	(事業の内容)
	(14) 保有公社債の期末残高利回り76	(設立年月日)
	(15) 業種別株式保有明細表 77	(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資
	(16) 貸付金明細表78	者の議決権に占める割合)本編107
	(17) 貸付金残存期間別残高78	
	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳78	(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該
	(19) 貸付金業種別内訳79	一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に
	(20) 貸付金使途別内訳	- 占める割合)
	(21) 貸付金地域別内訳80	2 保険会社及びその子会社等の主要な業務
	(22) 貸付金担保別内訳80	(1) 直近事業年度における事業の概況96
	(23) 有形固定資産明細表	(2) 主要な業務の状況を示す指標96
	(有形固定資産の明細)81	(経常収益) (経常利益又は経常損失)
	(不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 80	(親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期
	(24) 固定資産等処分益明細表	純損失)
	(25) 固定資産等処分損明細表	(包括利益) (総資産) (ソルベンシー・マージン比率)
	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	3 保険会社及びその子会社等の財産の状況
	(27) 海外投融資の状況	(1) 連結貸借対照表97
	(資産別明細)	(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書(*3)
	(地域別構成)	(連結損益計算書)98
	(外貨建資産の通貨別構成)82	(連結包括利益計算書)98
	(28) 海外投融資利回り	(3) 連結キャッシュ・フロー計算書99
	(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)83	(4) 連結基金等変動計算書101
	(30) 各種ローン金利	(5) リスク管理債権の状況
	(31) その他の資産明細表	(破綻先債権)(延滞債権)
	有価証券等の時価情報(一般勘定)	(3カ月以上延滞債権)(貸付条件緩和債権)
5	有価証券等の可価情報 (一版例だ) (有価証券) ······85	(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払
		能力の充実の状況
	(金銭の信託) 86	(連結ソルベンシー・マージン比率) ······· 114
	(デリバティブ取引)88	(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
VII	保険会社の運営	(ソルベンシー・マージン比率)
	リスク管理の体制	(8) セグメント情報116
	法令遵守の体制	(9) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書
	法第121条第1項第1号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。)	について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人
	の合理性及び妥当性 ····································	の監査証明を受けている場合にはその旨
	指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	台に主命体機業が初ず解次機関が存在する場合、当該主命体機会社が法第105条の2第1項第1号に定める生命保険業務に係る	(10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に
	手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約	係る内部監査の有効性を確認している旨11.112
		(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業
	の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	
	指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険	活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような
	会社の法第105条の2第1項第2号に定める生命保険業務に関する	事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす
	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 本編42	事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要
	個人データ保護について 本編85・20	事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等
6	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 本編85	を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当せず
זווע	特別勘定に関する指標等	(*1) 連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合は不要とする。
	特別勘定資産残高の状況 ····································	(*2) 金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付する会社、及び連結財務諸表を作成する
	付別制定負産残局の状況 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	会社は不要とする。 (*3) 「連結損益計算書」、「連結包括利益計算書」は、単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び
_	にハスボババスン にハスボナル MYAN が近近に見たり走用り住児	②行列を記録皿の発音が、定配されず温がすることができる。 ②括利益計算書」として記載することができる。

■ 会社概要 (数値は2019年3月末現在)

名称	日本生命保険相互会社	
所在地	本 店:〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12 東京本部:〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6	
代表取締役社長	清水博	
創立	1889年7月4日	
事業所	• 支社等 ······· 108• 海外事務所 ······· 4• 営業部 ····· 1,533• 代理店* ······ 17,493	
子会社等	● 保険および保険関連事業 21社● 資産運用関連事業 50社● 総務関連事業等 10社	



本店

■ 生命保険のお手続きやお問合せにつきましては

ニッセイホームページ	https://www.nissay.co.jp ※ご住所の変更等のお手続きやご契約内容の照会、資料請求、ご相談等を受付けています。
ニッセイ・ライフプラザ (くらしと保険の相談デスク)	● 営業日/月~金曜日(祝日、12/31~1/3は除きます。) 一部の店舗では土曜日の保険相談サービスを実施しています。 ※土曜日にお手続きはお取扱いしていません。 ※土曜日は予約制となりますので事前に店舗までお電話のうえご来店ください。 ● 営業時間/店舗により営業時間が異なります。 詳細については当社ホームページにてご確認ください。
	● ニッセイ・ライフプラザ、くらしと保険の相談デスクの詳細についてはこちら https://www.nissay.co.jp/madoguchi/
ニッセイコールセンター	0120-201-021
ご高齢のお客様専用ダイヤル (シニアほっとダイヤル)	○120-147-369 受付時間 / 月~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3は除きます。) ※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。 ※お電話をいただく際には、契約番号(証券記号番号)をお知らせください。 ※ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。







日本生命オフィシャルSNS

全国の支社紹介やCSR活動等、当社に関する様々な情報をお届けしています。 各SNSで「日本生命」と検索してご覧ください。

^{*「}代理店数」には、銀行等の金融機関代理店等を含みます。

もっと、みんなが支え合うみらいへ。

日本生命は、東京2020オリンピック・パラリンピックを通じて、支え合う気持ちが、すべての人へ広がっていくみらいの実現を目指します。



「日本生命 みんなの2020全国キャラバン」



スポーツ庁「まんが スポーツで地域活性化」事例集に協賛 (全国の中学校・高等学校等〔約22,000校〕へ寄贈)



TOKYO 2020





東京 2020 ゴールドパートナー(生命保険)

パラリンピックスポーツ観戦(2015~2018年度 約15,500名参加)



全国でのスポーツ教室の開催(2004~2018年度 約49,000名招待)

「平成29年度 東京都スポーツ推進モデル企業」として表彰







スポーツボランティア(2015~2018年度 約6,900名)



<CM>「卓球少女MAIKO」篇(TV·web)



<CM>車いすバスケットボール「The Beats of Game」篇(web)



Play, Support. ホームページ はコチラ





北間 優衣選手(車いすバスケットボール)



桐生 祥秀選手(陸上)



早田 ひな選手(卓球)



平野 美宇選手(卓球)

日本生命は東京2020オリンピック聖火リレープレゼンティングパートナー



「東京2020オリンピック聖火リレー プレゼンティングパートナーシップ契約」の締結



日本生命 東京2020オリンピック 聖火ランナー募集 記者発表会



<CM>「聖火リレーがあなたの街に」篇(TV)





